

Zenkoku Aozaiien

高橋執行部集大成!!

主月税連

July.15.2025 No. **195**

全国青年税理士連盟

東京都渋谷区千駄ヶ谷5-21-8 代々木第10下田ビル7F
Tel 03(3354)4162 Fax 03(3354)4095

184
185
186
187
188
189
190
191
192
193
194
195
196
197
198

Content

会長退任挨拶 ————— P.3～4

活動を通じて、全青の魅力を発信する — 会長 高橋 紀充

各部長一年間を振り返って ————— P.5～7

日税連執行部との懇談会 ————— P.8～16

〈第一部〉税制及び税理士制度を取り巻く諸問題について — 広報部長 高柳 律彦

〈第二部〉クォータ制及び若手・女性会員の会務参画について — 広報部長 高柳 律彦

国際部活動 ————— P.17～18

2024 韓国税務士考試会との勉強会 in ソウル — 国際部長 木下 晃良

韓国税務士考試会定期總會出席報告 — 国際部長 木下 晃良

税理士PR委員会活動 ————— P.19

税理士職業紹介セミナー報告 — 税理士PR委員長 安藤 寛子

法対策部活動 ————— P.20～23

国会陳情報告 — 法対策部長 安藤 克哉

法対策部今年度活動報告 — 法対策部長 安藤 克哉

ご案内 ————— P.24



会長退任挨拶

活動を通じて、
全青の魅力を発信する

会長 高橋 紀充

1. はじめに

第57回名古屋全国大会から早くも1年の月日が経とうとしております。緊張と不安の中で会長挨拶を申し上げ、会員の皆様からの叱咤激励をいただいたことが昨日のことように思い出されます。時の流れがこれほどまでに早く感じるのは、有意義で充実した1年の証だろうと思っております。

今年度最初に発行した広報誌の会長挨拶において「全青の魅力は、全青の活動にあり」と題名をつけました。規約前文の理念に沿い活動する全国青税の魅力をさらに伝えるには、全国青税らしい活動を全力で取り組み、その成果を会員の皆様と共有することが必要だろうと考え、これまでの活動をさらに広げながら、変化のある1年にしようと走り続けました。

さて、日本では10月に行われた衆議院選挙で与党が過半数を割り込み、税制改正法案では与党以外の意見が盛り込まれた修正案が可決されたことは記憶に新しいことと思います。

このような国家情勢の下、当連盟がこの1年に取り組んだ事業内容についてご報告させていただきます。

2. 法対策活動について

(1) 税理士制度・納税環境整備

まず、税理士制度についてです。税理士制度については、現在の税理士法に対する諸問題への対応と今後の税理士制度を描くための活動という2つの視点から取り組んで参りました。まず、現在の税理士法に対する諸問題への対応としては、令和4年税理士法改正においてなされた会計科目や税法科目の受験資格見直しに伴う

税理士試験の現状を鑑み、税法科目受験資格の更なる見直し、税理士試験の採点基準等の公表、税理士試験科目の見直し、について意見書を日本税理士会連合会宛に提出致しました。他方、今後の税理士制度を描く活動については、昨今のデジタル技術の進展に伴い、税理士の業務の進め方が大きく変わってきている中、青年である我々がこのデジタル化の進展について意見を表明するため、税理士業界に与える影響について真正面から研究、検討することを主眼に活動を行いました。

具体的には12月に株式会社マネーフォワード及びfreee株式会社と意見交換を行い、デジタル技術の進捗や今後の展望について研修会や意見交換を行いました。また、本稿執筆時点では未実施ですが、5月には会員の税理士事務所ではどのようにデジタル技術を活用し、業務に取り組んでいるかの知見を共有します。これらの研究を通じて学んだ点と点を、同じく5月に2日間に亘り我々が考える納税者のための税理士制度とはどうあるべきかについて理事を中心に討議し、その成果物を取りまとめる予定です。

(2) 税制・納税者権利憲章

次に税制及び納税者権利憲章についてです。まず、税制については憲法に立脚したあるべき租税制度確立に向けて、今年度も要望書を取り纏めました。適格請求書保存方式や令和6年度に実施された定額減税など、「公平、中立、簡素」とはかけ離れた今日の税制に対し、きちんとした税法理論に基づいたものとなるよう会員の叡智を集結しました。要望書に載らなかった項目や昨今の夫婦別姓問題や家族制度と密接に関係する課税単位の問題については引き続き次年度も検討していただくよう申し送り事項としまし

た。

納税者権利憲章については、税制改正法案の遡上に取り上げられたことをうけ、これまでの要望書とリーフレットをあらためて日本税理士会連合会及び日本税理士政治連盟宛に提出致しました。

また、震災関連への対応については、昨年度行った能登半島地震現地視察で被災者の方より雑損控除の計算についてわかりやすい解説があると有難いとの声を聞き、金沢国税局が北陸税理士会に配布していた損失額計算システムについての使用解説動画をホームページ上に公開することにより、被災者支援を行いました。

3. 組織・広報活動について

組織活動については、各単位青税が全青と今後どのような活動を行うことができるのか、各単位青税に意見交換の場を設けていただき、それぞれの単位青税が抱える会員減少の問題や全青に対する期待など意見交換を致しました。これらを踏まえた各単位青税の活動状況等を取りまとめた報告書を成果物として残したいと思っております。

また、前々年度、前年度に引き続き、税理士職業紹介事業を実施致しました。今年度の事業を考える際、なぜ青税が税理士職業紹介をするのかを今一度立ち止まって考え、その目的を税理士の職業紹介のみに留めず、青税の使命も若者たちに伝えること、さらには地方へ出向いた際には各地の青年税理士と交流し親睦を図り組織の活性化を図ること、そして地方開催の場合はこの職業紹介事業を通じて継続的に全青と交流ができるよう礎をつくることを目的に据え、10月広島修道大学、11月香川大学、1月國學院大學、4月東洋大学にて実施をし、6月には明治大学、東海大学にて実施を予定しております。

実施した各大学の学生や教員からいただいた感想は、将来の選択肢の一つとして税理士という職業について知ることが出来てよかった、税理士は納税者の権利擁護という志高い仕事をしていることを初めて知った、など単なる職業紹介にとどまらない将来の青税会員の増加にもつながるような活動になったと思います。

4. 国際活動について

今年度は就任挨拶で申し上げたように、ドイツ視察を視野に入れ、視察前勉強会を2回実施致しました。訪独は9月上旬を予定しており、物価高や海外情勢の影響で視察に係る個人負担分も大きくなる中、今年度理事及び前年度理事を中心とした20名超の視察団で行って参ります。

また、韓国税務士考試会との日韓税務専門家勉強会も2019年10月以来、5年ぶりに韓国ソウルにて開催することができ、「国際相続」をテーマに日韓の文化的な違いなども触れながら、両国の相続税制について知見を深めました。この日韓税務専門家勉強会が今後も両国の税理士制度や税制に寄与することを願っております。

5. 結びに

今年の全国大会が行われる東京・新宿は、現在駅ビルの大規模な建替え工事を行っております。新宿といえば高層ビルが立ち並ぶイメージがありますが、建替えのために一時的に高い建物が無いため、駅前には広く青い空を見上げることができます。この広く青い空が建物の取り壊しで出てきたように錯覚しますが、この空は昔から変わらずそこにあり、私たちが高い建物により見ることができなかった、見ることをしなかったことに気づかされます。

全国青税の使命は60年にわたり綿々と引き継がれています。目の前にある日々の業務の中にも私たちの心には常に全国青税の使命があることを忘れないようにと、新宿の空が教えてくれているようです。

最後になりますが、私の力不足を全力で支えてくれた部長・委員長、税理士制度や税制など喧々諤々意見を出し合ってくださった理事の皆様、そして温かい応援と時に厳しい声を届けてくださった会員の皆様のおかげで、1年間事業を行うことができました。

この場をお借りして心から厚く感謝を申し上げますとともに、次年度へのより一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます、結びとさせていただきます。

1年間、本当にありがとうございました。

一年を振り返って



総務部

部長 藤原 功子
(近畿)

本年度総務部長を務めました近畿青税の藤原功子です。この原稿の執筆時点では、まだ定時総会議案書という最大の難所(?)を超えておらず、少し焦っているところです。

総務部長の役割のメインは、毎月の理事会の円滑な運営になりますが、最近は各地の会議室が値上がりしており Zoom 用配信機材も会場で借りるとなると相当な出費になります。現地青税から配信機材をお借りするにしてもセッティング等お手間を取らせてしまうので、Zoom 併用は確かに利便性があるのですが、総務部長としては少し悩むところです。

また、裏方として本年度は議事録の作成に力を入れました。本当は理事会後1週間～10日程度で仕上げたかったのですが、1月以降は手つかずの状態が続いてしまいました。先輩会員からは議事録のボリュームが多く作成者(私)の負担が大きすぎるのでは?とのご意見を頂戴しましたが、私としては、理事会に参加できなくても議事録を読めばその場面が思い浮かぶようにしたい、不参加によって取り残された感がないようにしたい、というような思いがありました。なかなか意見がまとまらなかった理事会もあり、その時の録音を聞き返して文字にするのは胸が痛むこともありましたが、良くも悪くも高橋執行部の軌跡をしっかりと残せたと思います。

この1年間最後まで全く余裕がないまま走り抜けた感が否めませんが、高橋会長をはじめ皆様とかけがえのない時間を過ごせたことに心より感謝申し上げます。1年間ありがとうございました。



経理部

部長 湊 真志
(東京)

経理部長を務めました東京青税の湊真志です。月日が経つのは早いもので、もう退任の挨拶の時期となりました。

経理部では、会費の請求・経費の精算・事務局関連(家賃・給料等)の支払いなどを行っています。地味で表に出ることはないのですが、毎月業務があり、期限をうっかり忘れてしまうと大変なことになってしまいます。

お金を扱うので気を遣う業務が多いのです

が、中でも気を遣うのは個人会員の皆様への会費の請求でした。年に一度の請求に対して大半の方は速やかに納入してくださり本当に感謝しております。ただ、一部の方については何度か請求をすることになりました。二回目以降の請求は、本当にまだ納入がされていないか通帳・帳簿を何度も確認することになりますし、会費を納入してくださらないこと自体が経理部長にとって頭痛の種です。個人会員の皆様におかれましては、速やかに会費を納入していただけますと、今後の経理部長の負担が少なくなりますので、ご協力をお願いいたします。

最後になりましたが、この一年間、事務局の鴻野さん、高橋会長、藤原総務部長には多大なるご支援とご協力を賜り、深く感謝申し上げます。この場を借りて御礼申し上げます。



研究部

部長 小西 伸幸
(近畿)

研究部長を1年間務めさせていただいた近畿青税の小西伸幸です。

研究部の活動は、今年度のシンポジウム論文の取りまとめ、次年度のシンポジウム論文の大テーマの決定、シンポジウムの運営が主なものになります。

今年度は、『5年後の未来にあるべき税制について』～喫緊の社会問題に対し、税制から見た提言～』を大テーマに、各単位青税にシンポジウム論文の執筆をしていただきました。今回

は、論文の提出期限を少し早めさせていただいたのですが、ご提出いただきありがとうございました。

提出いただいた論文をもとにして、8月3日に研究発表を行います。総会とシンポジウムが同日開催になってから、初めて7単位青税がシンポジウム研究発表に参加することとなりました。

次年度のシンポジウム論文の大テーマは、『5年後の納税者と税理士との関係』～変化の時代、納税者の期待に応えるためには～』になります。次年度も、今年度に引き続き、シンポジウム論文の作成、シンポジウム研究発表にご協力をいただけますと幸いです。

最後に、皆様のご協力をいただき、充実した1年を過ごすことができました。皆様、本当にありがとうございました。



組織部

部長 江田 佳銘子
(近畿)

今年度は、総会で組織活動への激励があった「組織の拡充」を意識した活動を行いました。

昨年に引き続き、「拡」の部分では、広島青年税理士連盟との懇談、香川大学での職業紹介セミナー後の香川県の税理士さんとの懇親会を行いました。「充」の部分では、各単位青税の現状の確認や、全青税を身近に知ってもらいたいという企画として、埼玉、神奈川、岐阜、千葉の単位青税の活動へ参加させていただきました。

また、仙台理事会前には仙台在住の個人会員、北海道デジタルフォーラム参加前には北海道在住の東京青税の会員、岡山理事会前には香川在住の税理士、そして前年入会いただきました岡山在住の個人会員、とたくさんの方と交流を図りました。1年間の活動としては、退任時の総会ではよい報告ができると思います。ですが、歴代組織部長のお言葉を借りると、「組織活動は、一朝一夕に結果が出るものではなく、地道な活動が身を結ぶものだと考え」ておりますので、ぜひ次年度も継続して特に「充」の部分意識して活動いただければと思っています。

1年間、会長はじめ執行部の皆様、組織部員の皆様を振り回してしまいましたが、楽しかったです！ありがとうございました。



厚生部

部長 高井 真司
(岐阜)

1年間厚生部長を務めさせていただきました、岐阜青税の高井真司です。

厚生部の活動といたしましては慶弔見舞金の手続き、理事会後の懇親会の司会、全国大会の懇親会の運営を行いました。

部長としては懇親会の司会が主な業務ですが、12月にインフルエンザ、1月にコロ

ナウイルスに立て続けに感染してしまい欠席をしてしまいました。考えてみれば私は本厄の年、厄払いに行っておけば良かったと今更ながら後悔しています。

出席できた際には誰に言われたわけでもありませんが、乾杯の挨拶とはにかく短くを motto として1年間やりきってみました。

真面目な活動としましては不明確だった個人会員の慶弔見舞金の申請方法を明確にいたしました。私が報告事項を理事会に上程するとは思いませんので、よい経験を積ませていただきました。

1年間の厚生部長職により少しでも全国青税の皆様と懇親を深められたと思います。1年間ありがとうございました。



法 対 策 部

部長 安藤 克哉
(東京)

今年度、全国青税法対策部の部長を務めさせていただきました安藤克哉です。

法対策部では、理事会当日の午前に部会を開き、議案を協議した後、午後の理事会で審議等を行うという流れで活動を進めております。

しかしながら、部会では意見をうまく集約できず、議案を理事会に上程できないことがありました。また、理事会では理事の皆様のご意見を反映しようとするあまり、議案の趣旨が不明

確になり、審議に長時間を要することもありました。皆様のご意見を尊重しつつ、自分の考えを明確に示すことの難しさと重要性を強く実感しました。

その中でも、税務業務のDX化の検討や分科会ミーティングの再開など、新しい取り組みに挑戦できたことは、大きな成果であったと感じています。

法対策部で過ごした一年は、多くの方々と出会い、一緒に真剣に議論することで、日常業務では得られない達成感と充実感をもたらしてくれました。この経験は私の大きな財産です。

法対策部長という貴重な機会を与えてくださった高橋会長に深く感謝申し上げるとともに、惜しみないご協力をくださった3委員長や法対策部の皆様に心より御礼申し上げます。

一年間、本当にありがとうございました。



国 際 部

部長 木下 晃良
(名古屋)

国際部での活動は、異なる文化的背景を持つ税制を学ぶ貴重な機会となりました。韓国税務士考試会との交流を通じて強く感じたのは、税制とは単なる法律や制度ではなく、その国の文化や価値観を映す鏡であるということでした。

同時に、税務環境のデジタル化という世界共通の課題にも向き合うことができました。こうした変革の時代だからこそ、単なる実務者にとどまらず、より良い制度を探求し、より広い視野で納税者に寄り添う姿勢が求められていると

感じました。

高橋会長を中心に準備が進められている次年度のドイツ視察は、税理士制度の違いを学ぶ絶好の機会です。この視察を通して、税理士の社会的役割の再定義につながる知見を得られることを期待しています。

税理士制度の発展には、税理士としての専門性を追求すると同時に、社会が私たちに求める役割を正しく理解し、研鑽の成果を社会に還元していくことが大切です。全青税の活動が、こうした双方向の良い関係を築く礎となることを願っています。

部員をはじめ会員の皆様のご協力に心から感謝申し上げますとともに、皆様とともに新たな時代の税理士像を探求できたことに感謝し、退任の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。



広 報 部

部長 高柳 律彦
(神奈川)

広報部長を務めました神奈川青税の高柳律彦です。1年前に高橋会長から打診を受けた際、経理部長ならとお答えしたことは懐かしい思い出です。

出です。

広報部には2つの委員会がありますが、どちらも安心してお任せできる委員長のおかげで負担感は全くと言っていいほどありませんでした。笹田 HP 委員長、安藤（寛）PR 委員長ありがとうございました。今年度の広報部長最大のお仕事は日税連懇談会の文字起こしでした。例年の議題に加え、若手・女性会員との意見交換もありボリュームのある紙面となりましたが、ぜひご一読くださいませ。1年間ありがとうございました。

日本税理士会連合会執行部との懇談会

令和6年12月11日（水）日本税理士会館 10階ホール

広報部長 高柳 律彦

令和6年12月11日、日本税理士会館 10階ホールにおいて、日本税理士会連合会（以下「日税連」）との懇談会が開催された。日税連からは、太田会長、北島副会長、加藤専務理事、遠井専務理事、菱田専務理事、末吉調査研究部長、石井制度部副部長が出席された。

今年度は例年の税制及び税理士制度を取り巻く諸問題に加え、会務に関する事項として、日税連が導入を予定しているクォータ制及び若手・女性会員の会務参画についての意見交換がなされた。

以下はその要旨である。紙面の関係上要約や意識をしている部分がある旨、ご容赦いただきたい。



日税連執行部



全青税参加者

〈第一部〉税制及び税理士制度を取り巻く諸問題について

太田会長：ご承知の通り先日の衆院選挙の結果によりこれまでとは違う風向きを感じている。また、国民民主党が掲げている103万円の壁がクローズアップされているが、我々も以前より基礎控除の引き上げについて建議している。このほかに重要項目として、インボイスの各種特例措置の延長、所得税確定申告期限の延長、中



日税連太田会長あいさつ

小企業に対する法人税の軽減税率の適用期限の延長の3項目を掲げている。今後も各方面とバランスよく調整しながら一つでも多くの改正要望が実現できるよう取り組んでいく。

税理士試験の結果が公表され、3年連

続で受験者数が増加しているが、合格者が600名弱と前年比減少となっているところが気になる点である。今後も税理士試験制度の内容について見直しを行い、一人でも多くの若者がいち早く税理士になれるような試験制度にしていくべく制度部で論点整理を行っている。

夏には会長及び三専務で全国の税理士会支部を訪問し、支部の状況視察を行った。地方部では会員数の減少や会員の高齢化に伴い支部会務の運営が厳しい現状を目の当たりにし、持続可能な会務運営についての見直しや支部財政の見直しを行っていかねばならないと感じている。

令和7年4月より導入されるクォータ制により20名の女性理事が参画することになる。理事になっていただくだけでなく、役割やモチベーションの維持・向上についてしっかり対応していく必要がある。

高橋全青税会長（以下「高橋」）：本日はご多忙の中当連盟との懇談会を開催いただき感謝する。



能登半島地震について当連盟有志で珠洲市を視察した際に現地商工会より「雑損控除についてわかりやすく解説されているものがあると嬉しい」との声があり、当連盟で国税庁が北陸会に配布したエクセルをベースとした雑損控除に関する作成マニュアル動画を作成した。本動画の公開については、金沢国税局及び北陸税理士会の承諾をいただき YouTube において公開している。

本年1月から7月の当連盟の活動内容を参考資料として添付しているのでご確認いただきたい。

当連盟では昨日（令和6年12月10日）マナーフォワード社と意見交換会を開催した。DXに関しベンダー側から「インボイスや定額減税などの税制に対応するシステム改修に非常に手間がかかっている」との声があった。シンプルな税制であることがDXにおいてもメリットがあるのではないかと感じた。

これらの点についても本日の懇談会で意見交換を行い今後の活動につなげていきたい。

〈納税環境に関する事項〉

1. 税理士検索サイトの利活用について

上原納税環境整備委員長（以下「上原」）：令和6年10月に改修された税理士検索サイトだが、税理士会員への周知及び認知度が低いと感じている。改修されたサイトの使い勝手は以前のものに比べて格段に良くなっていると感じているが現在の認知状況は非常に勿体ないと思う。今後の利活用についてどのように考えているか。



上原納税環境整備委員長

加藤専務理事：自宅兼事務所の会員については

これまでも会員からの非表示の申し出により対応していたが、近年その件数が増加していることから、税理士会員が自らサイト上で情報の公開・非公開を選択できるよう改修した。令和7年4月には各支部の会員検索機能も搭載するため、これまで作成していた会員名簿を廃止する支部が増えている。リニューアルしたサイトについての周知については各会員からも周囲の税理士会員への宣伝等の協力を仰ぎながら引き続き行っていきたい。

上原：周知については我々で協力できる部分は協力していきたい。サイトの利用状況についてアクセス数や検索数などの利用状況や管理状況の把握は行っているか。また、検索サイトに関する会員からの意見などはあるか。

加藤専務理事：アクセス数については分かると思うが本日は数値データを用意していない。会員からの意見については、サイト上では行わないところがないと思うので、支部や単位会を通じ声を上げていただきたい。

上原：一例ではあるが、税理士会員が税理士会やその他の分野での活動をアピールできるようにするなどの工夫を行うことで、納税者への情報提供がより行え、利用者の増加につながるのではないかと考える。

2. デジタル庁主導の国家資格等情報連携活用システムへの対応について

上原：日税連では令和7年3月以降に国家資格等情報連携システムへの税理士の登録について対応すると聞いているが、その経緯についてお聞きしたい。当連盟では必要性に疑問を感じている。

加藤専務理事：登録するのではなく、デジタル庁が作成する国家資格管理システムに税理士会も半ば強制的にその活用を求められたもの。活用について検討した結果、当初は登録内容の変更での活用も検討したが、変更は内容が多岐に亘る上に件数も多いため、新規登録時の活用とした。これは、当該システムがマイナポータルと連携するシステムであることから、新規に税理士登録を行う際の戸籍や住民票の取得及び登録免許税の納付の場面では便利になる面があるためである。全面的な活用は考えておらず、一部の狭い分野での活用に留めたいというのが日

税連の考え。

上原：新規登録者の利便向上及び日税連での登録審査の事務負担軽減につながるものという理解で良いか。

加藤専務理事：国を挙げてのDX推進であるため、可能な限りデジタル化が可能な部分はデジタルで。という大きなベクトルがあり、今回新規登録の場面ではこのシステムを活用し行うこととした。

上原：大きなベクトルという意味でやむを得ない面もありつつ、部分的なメリットや今後の潮流という意味でも意義がある事業と理解した。

3. 現在の急速なデジタル化についていけない納税者への対応について

上原：政府主導のデジタル化の動きが行き過ぎており独り歩きしているのではないかと考える。税理士についてはデジタル化の波についていけない場合、業務縮小等もやむを得ないものと考えてるが、税理士関与の無い納税者への対応についても同様とすることについて懸念を感じているがこの点はどのように考えているか。

加藤専務理事：同意見である。

上原：ベンダーとの意見交換会において、ベンダー側もデジタル化の波の中で税理士と共に発展していきたいとの声があった。対税理士、対ベンダーについてスピード感や規模感、現在の波に何とかついていこうとする税理士に対する貴会のフォロー体制についての取り組みをお聞きしたい

加藤専務理事：税務行政のDX化とデジタルインボイスについて各単位会でデジタルフォーラムを開催している。デジタルインボイスの理想形は理解するが、各ベンダーの対応状況についてはEIPA（デジタルインボイス推進協議会）も一枚岩ではないのでまだ時間がかかるものと思う。今後も情報収集や意見交換を継続し対応していきたい。

安藤克哉法対策部長（以下「安藤克」）：国家資格等情報連携システムについて、大きな流れとして連携することは理解したが、最終的には電子申告についてもこのシステムで行うといった話もあったような気がするがこの点はどうか。

加藤専務理事：ご質問の件は国家資格等情報連携システムとは全く別の話。新規税理士登録の

際に当該システムを活用することとしたものであり、税理士証票や電子署名、電子申告については第6世代又は第7世代のカード（税理士の電子証明書）に関するものである。現在の第5世代カードま



安藤法対策部長

では電子署名法の規制を受けるため、署名以外の機能は搭載できないが、第6世代以降はクラウドへのパスポート機能のみとし、電子署名はクラウド上で行う形式（カードに署名情報を格納しない形式）とするため同法の規制対象外となる。これにより幅広い活用が可能となり、第6世代カードでの実現は時間的に難しいかもしれないが、電子証明書と税理士証票を一体とすることも検討している。

〈税理士制度に関する事項〉

1. 税理士の懲戒事例について

大澤税理士制度対策委員長（以下「大澤」）：当



大澤税理士制度委員長

連盟では税理士の懲戒事例に関するリーフレットを作成した。貴会ではホームページにおいて2014年5月16日付で非違事例に関する内容を掲載しているが、その後の税理士

の懲戒に関する周知

等はどのように行っているか。
加藤専務理事：税理士の懲戒や税理士法違反の内容については、日税連会報誌のほか、各単位の会報誌や支部の配布物等にも掲載されているので、日税連ホームページだけでなく各広報紙等も確認いただきたい。

2. 税理士試験制度について

大澤：令和4年度改正によって会計科目（簿記論・財務諸表論。以下同じ）の受験資格が撤廃され受験者数が増加しているものと思う。令和6年度税理士試験については、税法科目につい

ては令和5年度比で微増だったと思うが、この結果を受けて貴会ではどのような検討をされたか、また今後どのような検討を行う予定か

菱田専務理事：結果発表からまだ日が浅いので具体的な検討はこれからになる。制度が変わって2回目の試験であり、会計科目の受験資格撤廃について一喜一憂する時期ではない。受験資格撤廃の効果については少なくとも変更後5年程度の数字を見ていかなければいけない。

大澤：会計科目に合格しても税法科目の受験資格を満たせない場合、簿記検定（日商簿記1級又は全経簿記上級。以下同じ）など他の受験資格を満たす必要がある。当連盟では現在の税法科目の受験資格要件を満たさない場合であっても、会計科目の合格をもって受験資格とすることが必要と考えているが、この点について見解をお聞きしたい。

菱田専務理事：流れとしては日税連制度部も同様の見解。

石井日税連制度部副部長：制度部では現在税理士実態調査の取りまとめを最優先事項として取り組んでいる。次期税理士法改正に向け税理士試験の受験資格要件も含め同時並行で議論を始めたところである。私見であるが、令和3年度以降若年層の受験者数が増加しており令和4年度改正でさらに増加している。地方新聞で商業高校などの生徒が税理士試験の会計科目合格後に目指す資格として公認会計士を挙げる者が多い。このような取りこぼしを無くすためにも税法科目の受験資格要件については見直しが必要と考える。ただ、受験資格要件の見直しも大事だが、税理士という職業の認知度や職業イメージの向上も重要と考える。

藤原総務部長：税理士試験の受験資格完全撤廃について当連盟でも意見が分かれている。会計



藤原総務部長

科目合格後に社会科学に属する単位がない場合に簿記検定に合格しなければ税法科目の受験ができないのはおかしいのではないか。この点については受験資格を完全撤廃する・しないにかかわらず、検

討できるのではないかと考えるが、貴会では会計科目合格によって税法科目受験可とすることについてどのような点を懸念しているのかお聞かせいただきたい。

菱田専務理事：日本の会計学会では簿記は全ての根幹、基礎であるという考えがあり簿記検定は重いものである。それはそれとして会計科目2科目に合格した受験生が税法科目の受験に進めることができるよう検討しているところである。

3. これからの税理士に求められる役割と存在意義について

大澤：税理士業務におけるAIの役割についてどのように考えているか

菱田専務理事：AIによってなくなるとされる業務は単純業務に限られる。人と人が接触している限り、この部分についてAIが取って代わることはないと考える。税理士の業務はコンサルが中心となることが考えられるが、税理士はAIをうまく活用すればよい。AIについてはもう一点、国際税務という部分では税理士も税のある他の国の法律について研鑽を積みなければならないと考える。無償独占については、コンサル特化ではなく税を中心とした基本的な部分を守っていかなければならない。単純業務がなくなり身軽になった暁には税に関して深堀をし、国際税務をはじめとするあらゆる税に関する知見を深める必要があると考える。

大澤：これから税理士を目指す若者に対し、税理士にはAIには代えられない存在意義や存在価値があることを示す必要がある。税理士の存在意義や存在価値、税理士にとって必要な資質は何か。についてはどのように考えているか。

菱田専務理事：税理士は法律家か事業家か。答えは両方であるが、法律家であることを忘れがちな税理士がいるのが残念。とはいえ常に判例等を見ているわけにもいけないので、このような分野でAIを活用できると良いのではないか。私見ではあるが、各税理士が自分は法律家と事業家のどちらなのかを選択しながら、どちらに軸を置いているのかが自身の資質ではないか。

木下国際部長（以下「木下」）：中小企業の経営者に誰かひとり士業に依頼するとしたらどの士業にするかを聞くとほぼ100%「税理士」が選ばれる。税理士には税務だけでなく、経営に関

するコンサルティングや、相談内容に応じて他士業など適切な専門家への橋渡しをする役割についても納税者から期待されていると感じる。税法以外の知識や経験も重要だと考えているが、実務経験は



木下国際部長

少なくとも納税者が安心するような試験や研修などでの取り組みなどは考えているか。

菱田専務理事：大規模税理士法人では受験資格のある人材を雇用し、合格までもっていくところもある。税理士会では、各税理士会員が研鑽を積むしかないというスタンスである。それが国家資格を所持した者の義務と考える。

木下：税理士の魅力は中小企業の経営者に選ばれる士業であることと思う。税理士が中小企業の財務基盤の改善に役立てれば国の基盤もより強固になりうる。また業務のICT化についてもアドバイス等ができるようになれば納税者のICT化も進み、より魅力ある職業になるのではないか。このような税務以外の分野でも活躍できる人材育成についても検討していただければ幸いである。

安藤克：当連盟が令和6年7月8日付で貴会に提出した「にせ税理士についての周知等を求める要望書」に記載している要望内容について貴会の対応状況を教えていただきたい。

加藤専務理事：にせ税理士問題は古くて新しい話であるが、近年はSNSなどの情報発信も多く、納税者が間違った判断をしてしまう面がある。ただ、発信者を取り締まることは現実的に難しい。納税者に対し、根気よく注意喚起を行っていくしかない。

高橋：東京税理士会所属の税理士・公認会計士がYouTube動画で、今話題の103万円の壁がなくなっても、日税連の建議書では給与所得控除の縮減が建議されているためいずれ下げられる。などといった根拠のない内容を配信している。このように本意でない内容が納税者に伝わってしまう点を危惧している。今後このような配信についても対処していかなければならないと考え情報共有させていただいた。

〈税制に関する事項〉

1. インボイス制度について

澤井税制対策委員長（以下「澤井」）：貴会では消費税軽減税率の廃止、とインボイス制度に関する各種特例制度の延長を掲げている。当連盟も大筋は同意見であるが、インボイス制度の廃止と消費税率の引下げを求めている。インボイス制度導入か



澤井税制対策委員長

から1年余りが経過した。前回の懇談会（令和5年12月13日開催）の太田会長のあいさつでインボイス制度について現場において生じた問題点の抽出中であり、今後1年程度をかけて問題点を挙げ、必要な提言をしていく予定であると述べられた。（前回の）懇談会内においても制度開始後の課題の洗い出しを業務対策部中心に実施中であり、今後取りまとめ次年度（令和7年度）以降の建議書に反映する予定であると述べられた。令和7年度建議書において、被相続人のインボイスみなし登録期間の延長を挙げられているが、この他の検討内容を教えていただきたい。

末吉調査研究部長：インボイス制度は仕入税額控除の要件規定であるが、免税事業者を課税事業者へ強く誘導する効果もある。後者に対してはインボイスの3特例「2割特例」「80・50%控除」「1万円特例」の維持・延長を求めることとした。3特例の期限はもう少し先だが、各方面に対しては期限前ではあるが至る前に意見させていただいている。この意見については極めて政治的な意見となっている。前者の仕入税額控除要件については、税制改革法における消費税法の2柱である「税の累積排除」「納税者の事務負担軽減」を基に意見しているところである。税の累積排除については、前段階の納税額を控除する。と、前段階取引が課税取引であれば控除する。の2つの考え方がある。前段階が課税取引であれば控除可であれば、免税事業者であっても控除できることになる。また、前段階の納税額を控除可であれば、インボイスの有無は関係なく控除できなければおかしい。

現行のインボイス制度はどちらの考え方にも即していない。理屈はその通りだが、すでに施行されてしまった制度であり、理にかなっていない状況で固定化されてきてしまっている。これを覆すためには相当な正義が必要。免税事業者の救済については直球ど真ん中の正論で行わなければならない状況であり、あるべき消費税制を貫くしかない。このため日税連では3特例の延長を建議していくこととした。

澤井：当連盟では消費税は単一税率にすべきであり、税率は逆進性対策が必要ない水準まで引き下げるべきと考えている。貴会の建議書では消費税率を単一税率に戻すとあるが、具体的に何パーセントで単一税率とすることを想定しているか。

末吉調査研究部長：調査研究部では、10%より下の税率はイメージしておらず、建議の内容としては、軽減税率の8%を廃止し、10%での統一を考えている。また、非課税項目の見直しに含めて現在の軽減税率対象についても通常の課税取引とし、簡素な給付措置での対応としてはどうかという意見もあるが、これらについても10%を念頭に置いているものである。

澤井：免税事業者に対し課税事業者になることの強要、消費税相当額の値引きの要請、取引の解除などの問題があり、制度導入前の取引関係から考えると公平な取引となっていないこと、事業者の事務負担は軽減されるどころか増加し煩雑化していること、さらにデジタルインボイスへの対応が難しい事業者も多いことから当連盟では、インボイス制度廃止を求めている。インボイス制度は複数税率への対応として導入されたが、単一税率に戻れば存在意義は薄れるのではないか。

末吉調査研究部長：単一税率化＝インボイス制度廃止。は賛成である。明らかに課税仕入れであってもインボイスがないと仕入税額控除ができないという現状はやりすぎと考えている。またインボイスがあれば記帳は無くても良いのではないかという意見も各単位会から出ている。先に述べた税の累積排除の2つの考え方の決着が必要であり、これが決着すればおのずと必要な控除要件が編み出されてしかるべきと考えている。今後もしきめをなく、あるべき消費税制を求めていきたい。

2. 雑損控除について

澤井：当連盟では能登半島地震の被災地視察後、災害時の消費税に関するさらなる特例措置について要望させていただいた。また、雑損控除のマニュアル動画を作成しYouTubeで公開を予定している。この動画の作成にあたっては北陸会から損失額計算システム(Excel)の使用許可を頂戴した。このような活動についてご感想やご指摘があればお聞きしたい。

末吉調査研究部長：非常に良い取り組みと思う。このような損失額計算システムを周知することは実行力があると思う。災害時の消費税の負担軽減措置については、盲点であった。今回貴連盟から頂いた要望書を参考に対策を検討していく。

澤井：中国会所属のため損失額計算システムについては、広島県の土砂災害時に広島国税局から提供を受けたことがあるが、使い方などについての解説動画ではなく、各支部での研修会、勉強会での対応であり、市民への周知まで手が回らなかった。被災者支援として、日税連ホームページへのバナー掲載についても検討いただきたい。

遠井専務理事：今回の震災では物理的に道路が寸断され、被災現場まで行くことができない状況となった。リモート相談会を開催した支部があり災害時にも活用できないか検討し実施した。税務支援対策部の取り組みとして現地に滞在することに対する負担をかけるわけにもいかないため、フリーダイヤルによる電話相談を行ったが、災害による雑損控除は税理士でも実務の経験値が乏しいため、WEB研修を実施し対応した。YouTubeのバナー掲載については内容を見て検討させていただく。

3. 医療費控除について

澤井：当連盟では意見が割れており意見統一が図れなかった。貴会建議書の重要建議項目1の少子化対策にある不妊治療や出産費用に係る医療費控除の拡充と建議項目5の医療費控除の見直しとの関係について医療費控除制度への考え方をお聞きしたい。

末吉調査研究部長：日税連でも意見は割れているが、廃止意見の方が多いた方が実情である。廃止意見で多いのは、社会保障で手当すべきも

の。不要な還付申告が多く確定申告期の行列の一因になっている。高所得者が高額治療（インプラント等）を行うと税効果が大きくなる。といった意見である。ただ、医療費控除制度は人的な雑損控除とも位置付けられるため、制度の

見直しで問われるべきは対象となる医療費の範囲である。不妊治療についてはほぼ保険で賄われるが一部抜けている部分もあり、少子化対策の一環としてもこの部分は医療費の範囲に含めても良いのではないかと考えた。

〈第二部〉クォータ制及び若手・女性会員の会務参画について

〈会務に関する事項〉

高橋：昨年の懇談会後の懇親会において太田会長より若手・女性との意見交換を行いたいとの要望があり、今回例年の懇談会テーマに加え、若手・女性会員との意見交換の場を設けさせていただいた。

阿部日税連担当委員長（以下「阿部」）：若手・女性の意見を汲み取っていただくとともに、日税連の現在の取り組みや、今後の活動などについて意見交換させていただきたい。



阿部日税連担当委員長

1. クォータ制について

阿部：当連盟内で若手・女性会員を対象にアンケートを行った。その結果クォータ制度を導入する目的は何か。女性の意見を取り入れたいからか。社会の要請に答えるためか。クォータ制を取り入れなければ女性の意見は取り入れられないのか。などの意見が寄せられた。

遠井専務理事：クォータ制導入については政府が女性の活躍を求めているのが一番。これを受け日税連では平成26年に男女共同参画推進室を設立し、会報誌でのコラム掲載、女性会員の会務参加についてのアンケートの実施、各単位会での女性と単位会会長との協議会の開催などの活動を行い女性が参加しやすくなるよう施策を講じたが、現状では女性の参加率上昇は微々たるものである。このため、制度化し女性参加率を増やすべきとの意見がありクォータ制（正式名称：積極的改善措置）の導入に至った。太田会長が所信表明で「価値観の多様性に対応できる税理士会の構築」を掲げ、女性に限らず若

手税理士の意見をこれまで以上に取り入れ、持続的な税理士会の発展に寄与するよう、各単位会での協議会が昨年までは「女性と会長」だったが「女性及び若手と会長」として開催をお願いし、その内容の分析を行っている。

クォータ制は昨年の総会で決議され、令和7年の役員改選で実施される。クォータ制枠の理事数は改選後の理事に占める女性の人数から逆算し2割近くとなるように決め、各単位会に会員数比で割り当てることとしているが、割り当ての無い単位会が生じないように各単位会に最低1名を割り当てることとしている。なお、クォータ制枠の理事には議決権はあるが選挙権は無い。いきなり理事会で発言することは難しいと思うので、まずは部・委員会に参加してもらい各単位会へ日税連の活動内容をフィードバックしてもらうことを期待し導入を決めた。

今回、会長と三専務で全国の支部を訪問した。その中で女性が会務に参加しないのではなく、出産・育児などで一度会務を離れると戻ることが難しい現状があることが分かった。このような会員にもクォータ制を活用し会務参画を行っていただきたいと思う。

阿部：当連盟のアンケートでもクォータ制に賛成する意見もある。これから始まるクォータ制への意見などをお聞きいただきたい。

松浦美穂神奈川青税総務部長（以下「松浦」）：女性会員と単位会会長との意見交換会に第一回から参加している。女性の割合が自然に増加するのが理想であるが現状は微々たる増加であり、半強制的に



松浦神奈川青税会員

女性参加を増やし、各単位会に戻り意見交換などを踏まえクォータ制が無くても女性参加が増えることに期待する。

深沢智仁神奈川青税代表幹事：同年代の税理士



深沢神奈川青税会員

との話では会務はベテラン税理士が行うもので若手にとっては縁遠いものとの声を多く聴く。参加を促す声かけもしているが難しいのが実情。女性だけでなく若手に対しても会務

参加を強制する制度があれば、会務参加したことのメリットを感じられるのではないかな。

遠井専務理事：昨年の総会決議の際、女性だけでなく若手にも目を向けてほしい。との意見があった。若手についても今後検討していくが、いきなり日税連理事というのは難しい。日税連としては会務の始まりは支部であると考えているので、まずは支部会務への参画を促したい。会務に参加し諸先輩と接することで税理士としても成長していくと考えている。なお、四国会では登録後3年間は支部の部・委員会への参加を強制していると聞く。また日税連では会務を行わず、会則を知らない税理士、職業倫理意識の薄い税理士、税理士法に接する機会がない税理士が多くなっていることに危機感を感じており、登録時研修の義務化を検討している。

阿部：現在会務参加していない会員が、参加しようと思った際にどこに声をかければよいのかわからないという声もあるが何か対応する窓口などはあるか。

遠井専務理事：日税連にそのような窓口は無い。各単位会や支部活動では会務以外にも種々のサークル活動などもあるので各自で仲間づくりを行い会務参加につなげてほしい。

阿部：会務参加とはどの程度の活動を指すのか。

遠井専務理事：研修や税務支援は税理士としての義務であり会務ではない。支部の部・委員会などに参加し税理士会としての仕事をすることを指す。

2. 会務のデジタル化について

阿部：当連盟アンケートでの会務への改善意見についてお聞きいただきたい。

鶴岡康幸千葉青税会員：支部活動ではいまだに紙やFAXの利用が多い。事務方だけでなく参加する会員側にも手間やコストがかかっていると感じている。また、WEB会議では配信のほか現地対応も必要となり手間は2倍では効かない。このような点について効率的な運用ができるようサポートをしていただきたい。



鶴岡千葉青税会員

遠井専務理事：資料配布については以前よりペーパーレス化を推進している。皮肉にもコロナで参集ができなかったことから資料配布もペーパーレス化が進んだ。WEB会議についてもコロナで利用が進んでいる。今後もデジタル化を進めていきたいが、費用を要することから各支部で検討し利用を進めていただきたい。

松浦：東地会横浜中央支部では専用のシステムを導入し会員の会務への出欠登録をしてもらっている。このような電子化を支部単位で行うのではなく税理士会や日税連が主導し進めることはできないのか

菱田専務理事：日税連では15単位会の会員管理システムを統合する方向で動いている。が、支部のシステム導入となると全国には500以上の支部があり、事務局員のいない支部もある。必要とするシステムも異なり一本化は難しい。単位会内の支部間で共通のシステムを利用することが費用を抑えることになるなら広めていただくことは問題ない。

名古屋会でも4,800名ほどの会員がいるが把握しているメールアドレスは4,000件ほどで残り800件を集めるのは容易ではない。連絡は全ての会員にしなければならないためFAX廃止にはハードルがある。

3. 所属税理士の会務参加について

阿部：所属税理士が会務参加しやすい環境を整えてほしいという意見もある。会務を業務とし

て位置付けることも必要ではないか。

遠井専務理事：東京会麹町支部訪問では税理士だけで100名を超える大規模税理士法人のトップと懇親会を行ったところである。日税連では所属税理士の会務参加については代表税理士の税理士法の重要性や会務参加への理解を得ることが重要であると承知している。

4. 子育て中の会務参加について

阿部：現在子育て中の会員の意見をお聞きいただきたい。

岩田菜央子岐阜青税広報・業務部長：0歳の子



岩田岐阜青税会員

供がいる中で会務参加をしている。できているのは支部会員の理解やサポートがあり支えあう環境があるからだが、そのような環境がないと自身の事情をどこに伝えればよいのかもわからず、順番で割り

当てがあっても行うことができず会務参加をしなくなってしまうという話も聞く。どこの支部でも起こり得ることなので、相互理解は重要なことと思う。

阿部：事情を汲み取っていただける場を設けるよう働きかけてほしい。その後状況が解消したら会務参加できるような仕組みが必要ではないかと考える。

最後に当連盟税理士PR委員会より提案があるのでお聞きいただきたい。

5. 税理士PR事業について

安藤寛子税理士PR委員長：当連盟では前年度から大学の講義1コマを頂戴し税理士職業紹介セミナーを開催している。日税連でも大学生対象の税理士による租税教室、高校やラジオ番組で税理士の魅力のPRなどをされている。このような税理



安藤税理士PR委員長

士PR活動について日税連と当連盟で協力関係を結ぶことはできないか。

遠井専務理事：日税連広報部では単位付与のある税理士による租税教室を開催している。税理士試験の受験資格が変わり、今後は10代前半の税理士試験受験者が増えると想定しており、今年度は高校生をターゲットとし高校に出向き税理士の魅力をPRし好評を得ている。お聞きしたターゲットとは異なっているが、協力できることがあれば検討したい。

最後に菱井専務理事より一言ある人。と声がかかり飯島寛久岐阜青税厚生部長より、若いころ会務に参加した後飲み



飯島岐阜青税会員

につなげた経験がある。このような声掛けを今後も続けていけば会務参加者の増加につながるのではないか。との発言があり、菱井専務理事からの、是非飲まない会員でも参加できる懇親会を開催していただきたい。との発言をもって今年度の懇談会は幕を閉じた。



2024 韓国税務士考試会との勉強会 in ソウル

国際部長 木下 晃 良

2024年10月11日、韓国ソウルの高麗大学にて、韓国税務士考試会との国際交流勉強会が開催されました。今回は韓国側での開催ということで、勉強会のテーマは考試会が選定し、「国際相続」が取り上げられました。国境を越える相続案件の対応について日韓両国の実務家が知見を共有し合う、有意義な機会となりました。



全青税からは27名が参加し、活発な意見交換と交流の時間を持つことができました。勉強会に先立ち、日韓双方で事前にレジュメを交換し、翻訳作業を経て、日本語版・韓国語版の両方の資料を準備して臨みました。当日は、考試会のメンバーが会場運営を丁寧にサポートしてくださり、中には日本語が堪能な方も多く、円滑な進行に大いに助けられました。

全青税からは私と法対策部長の安藤克哉会員が登壇し、考試会からはパク・プンウ氏とキム・スナ氏が登壇し、それぞれ発表を行いました。各国の相続税制度の概要や実務上の対応の違いが紹介され、続く質疑応答では、特に「相続税の連帯納付義務者による納付とその後の求償権」に関して質問が多く寄せられました。税制の相違点を理解し、制度的な背景にも触れることで、より実践的な学びが得られたと感じています。

また、発表内容では、最近の相続税申告における実務上の課題や、国際相続特有の論点につ

いても掘り下げられました。両国の具体的な事例をもとに、対応策や実務的な工夫が紹介され、今後の業務に直結する知識を得ることができました。グローバル化の進展に伴い増加する国際相続案件において、国を超えた協力体制の必要性を改めて実感しました。

勉強会終了後には、焼肉店にて懇親会が開かれました。終始和やかな雰囲気の中、専門的な話題のみならず、それぞれの国の税理士としての働き方や、仕事における価値観についても語り合い、日韓の距離がぐっと縮まるひとときとなりました。



今回の国際交流勉強会は、2025年9月27日に横浜で開催される予定です。今回得た学びと経験を活かし、さらに充実した内容の勉強会を企画してまいります。多くの会員の皆様にご参加いただき、国際的な視野を広げるきっかけとしていただければ幸いです。詳細については国際部までお問い合わせください。皆様の積極的なご参加を心よりお待ちしております。



韓国税務士考試会定期総会出席報告

国際部長 木下 晃 良

2024年11月21日から23日の3日間、高橋会長、藤原総務部長、野村全国大会実行委員長、国際部長木下の4名で韓国を訪問し、韓国税務士考試会第54回定期総会に参加しました。



初日は仁川国際空港に到着後、国会を訪問しハンジュンホ国会議員事務室への表敬訪問と国会本会議場の参観を行いました。韓国の立法府の中心で、税制に関わる意思決定が行われる場を見学できたことは貴重な経験となりました。

2日目は、韓国税務士会の見学と、考試会のキムジョンユン会員の税務士事務所で「ホームタックス」を活用した申告書作成の工程を見学させていただきました。クレジットカードの情報など申告に必要な情報が一元管理されており、韓国の税務行政の電子化が進んでいると感じました。



夕方からは韓国都心空港ソノフェリーチェのサファイアホールで開催された定期総会に出席しました。総会は厳格さと和やかさが共存する雰囲気の中で進行し、今年度の活動を称え、次年度にエールを送る活気ある総会でした。高橋会長が韓国語で祝辞を述べ、会場からは割れん



ばかりの拍手が送られました。また、東本真依会員が長年にわたる日韓の橋渡しの功績が称えられ、韓国税務士考試会の名誉会員に推挙されました。

総会後の懇親会では、参加者同士が打ち解けられる工夫が随所に凝らされており、フォーマルな総会から一転、お互いの距離が縮まる温かな交流の場となりました。二次会も大変賑わい、考試会の会員の方々が積極的に話しかけてくださり、日本への旅行の経験や好きな日本の漫画・アニメについて熱く語り合い、国境を越えた親睦を深めることができました。

今回の訪問を通じて、国際交流には実際に足を運び、顔を合わせて対話することが重要だと感じました。言語の壁はありましたが、東本会員や考試会の方々の通訳支援、そして翻訳アプリを活用することで、意思疎通を図ることができました。

訪問期間中、考試会の皆様には最初から最後まで心温まるおもてなしをしていただきました。私が唐辛子が食べられないこととお話したところ、3日間を通じて唐辛子抜きのお食事を工夫していただきました。韓国料理には唐辛子を使ったものが多い中で、そのような細やかな配慮をいただいたことに深く感謝しています。

この貴重な経験を通じて得た知見を、今後の全青税の活動に活かしていきたいと思います。両会の交流がさらに深まり、今後も税務の専門家として互いに学び合う関係が続くことを願っています。

税理士 PR 委員会活動

税理士職業紹介セミナー報告

税理士 PR 委員長 安藤 寛子

3年目を迎えたPR委員会は、大学4校（このあと予定2校）において税理士職業紹介セミナーを開催することができました。

2024年10月17日（木）広島修道大学



安井会員、富川会員、PR委員長安藤
高橋会長、澤井会員、江田会員、川野会員

2024年11月8日（金）香川大学



高柳会員、山本会員、矢野会員
他参加者：高橋会長、江田会員、PR委員長安藤

2025年1月8日（水）國學院大學



参加者：高橋会長、吉澤会員、田村雅幸会員
石山会員、安藤克哉会員、PR委員長安藤

2025年4月24日（木）東洋大学



高橋会長、石山会員、安藤克哉会員
PR委員長安藤、富川会員、井上会員

2025年6月5日（木）明治大学、2025年6月21日（土）東海大学シンポジウム「資格ってどう？（仮称）」においても、税理士職業紹介セミナーを開催予定

すべての税理士職業紹介セミナーが鮮明に記憶に残っておりますが、特に印象深かったのが、高橋会長が非常勤講師を務められており、全国三青会同事業として実現した國學院大學でのセミナーです。その模様についてご報告いたします。

当日は早朝より、國學院大學に弁護士、司法書士、税理士の三士業からなる15名のスーツ姿の専門家が集結しました。登校中の学生の皆さんが、不思議そうな面持ちで私たちを見つめていた姿が印象的でした。

セミナーは、PR委員会でおなじみの双方向型進行方式を採用し、税理士、司法書士、弁護士の順で、学生の皆さんからの質問にスマートフォンアプリを活用してリアルタイムにお答えしました。登壇された各士業の皆さんからは、資格を志した動機や受験生時代の苦勞、現在の

やりがいについて、率直なお話を伺うことができました。なかには資格について「戦闘民族とそうでない民族」というユニークな視点や、事務所の売上規模に驚く場面もあり、終始活気にあふれた90分となりました。

セミナー終了後は、学生の皆さんに交じって学食で昼食を共にし、和やかな時間を過ごすことができました。また、時間内に回答しきれなかった質問には、各士業の皆さんが後日丁寧に対応くださり、職業を未来の世代へ繋ごうとする温かい想いに触れることができました。

最後に、このような貴重な機会をご提供くださった各大学関係者の皆さま、参加いただいたPR委員の皆さま、そして毎回惜しみないご協力を賜りました高橋会長に、心より御礼申し上げます。誠にありがとうございました。

国会陳情報告

4月15日

法対策部長 安藤 克哉

全青税では、我々青年税理士の声を国に届けるべく、毎年国会議員への陳情活動を行っています。

今回は、税制改正に関する要望書（概要）、インボイス制度開始後の令和6年分の確定申告を終えての現場の声、そして納税者権利憲章の制定、これらを訴えるべく、3名の国会議員へ陳情に行き参りました。

特にインボイス制度については、令和6年分の確定申告を終えて、納税者の負担が非常に大きいという現場の声を報告致しました。

税理士側では、業務の煩雑化や職員の残業が増えるなどで、新規の個人事業主の申告を受けられなかった声がありました。納税者側では、制度が複雑すぎて真面目に対応する人ほど損をしてしまい、経理担当者が退職する事態もあったという声がありました。納税者の経営状況や財政状況については、インボイス番号の確認作業に時間が掛かるため人件費が増加した、免税事業者だったのにインボイス登録したために生活費が圧迫されたなどの声もありました。また、2029年9月までの経過措置終了後に消費税負担が増して倒産企業も増えるのではないかと心配する声もありました。

現場から上がった次の要望も国会議員に伝えました。インボイス制度の廃止、廃止が難しいならばせめて2割特例・少額特例・8割控除を恒久措置として欲しい、複数税率を廃止してもっと簡素な制度にして欲しい、消費税率を下げて欲しい、などです。

納税者権利憲章の制定については、第217回国会において所得税法等の一部を改正する法律案に対する修正案として「納税者権利憲章の作成及び公表」が盛り込まれたこともあり、全青税が過去に作成した青税版納税者権利憲章を参考にして欲しい旨を伝えました。

落合議員、田村議員は、消費税の逆進性についても理解が深く、インボイス制度には強く反対されています。

また土田財務大臣政務官は、私達の訴えに真摯に耳を傾けていただき、消費税率の引下げや単一税率への理解を示してくださり、引き続き対応を検討するとおっしゃっていただきました。

税の3原則である「公平・中立・簡素」に則った税制を導入すべきであることを、今後も声を上げ続けていきたいと思ひます。



落合貴之衆議院議員



田村智子衆議院議員



土田慎財務大臣政務官・衆議院議員

陳情した国会議員（左から）

落合 貴之 衆議院議員（立憲民主党・東京）

田村 智子 衆議院議員（日本共産党・比例東京）

土田 慎 財務大臣政務官・衆議院議員（自由民主党・東京）

◆ 法 対 策 情 報 ◆

法対策部より活動報告

法対策部長 安 藤 克 哉 (東京)



1. はじめに

法対策部が1年間を通じて取り組んできた活動について、報告させていただきます。

本年度も法対策部は、以下の3つの委員会を設置し、税理士制度や税制、納税者の権利に関する重要な課題に取り組んでまいりました。

- ・税理士制度対策委員会（委員長：大澤貴昭会員／東京）
- ・税制対策委員会（委員長：澤井貴介会員／埼玉）
- ・納税環境整備対策委員会（委員長：上原章裕会員／千葉）

これらの委員会を中心に、以下の3つのテーマに重点を置いて活動を行ってきました。

- ・税理士試験の受験資格要件に関する論点整理
- ・あるべき租税制度の確立に向けた提言
- ・納税者の権利擁護を主軸とした勉強会および意見交換会の開催

各委員会においては、会員間での議論や意見の集約を重ね、必要に応じて意見書の作成・提出も行っております。

2. 税理士試験制度の見直しに向けての意見書

令和4年税理士法改正において、会計学科目に対する受験資格要件の撤廃及び税法科目に対する受験資格要件の一部緩和が図られた。更なる意見として、税理士試験の税法科目の受験資格要件を緩和、税理士試験の模範解答並びに採点基準の明示、税理士試験の税法科目に関する試験科目等の見直し、これらをまとめ、11月19日に日税連へ意見書を提出した。

3. デジタルフォーラム視察

10月3日に北海道税理士会、31日に東京税

理士会主催のデジタルフォーラムを視察した。税理士が実際に使う会計やAIソフトの活用事例セミナーが印象に残った。デジタル庁・加藤博之氏による「デジタルインボイスがもたらす新たな付加価値」の講演もあり、理事会で視察報告を行った。

4. 韓国税務士考試会との勉強会

10月11日、韓国高麗大学ソウルキャンパスで第12回韓国税務士考試会との勉強会が開催された。「国際相続」をテーマに、日韓双方が論文を発表した。法対策部は国際部と連携し、事前質問と想定回答を準備した。当日は相続連帯納付義務の取扱いや、法人による遺贈受領時の税務処理をめぐり活発な議論が行われ、両国の実務上の相違点が明確となり、知見が深まった。

5. 税理士の業務のICT化勉強会

11月17日に(株)クラビス（現(株)マネーフォワード）の君島寿章氏と(株)マネーフォワードの森田隆氏を、5月17日に名青税の山本祥嗣会員を、それぞれ講師にお招きして、税理士の業務のICT化勉強会を開催した。君島氏・森田氏からは、仕訳入力の手自動化や人材不足に対応する事例を交えてご講演いただいた。山本会員からは、会計ソフトへの仕訳データ取込や工数管理スプレッドシートなど、業務効率化に資する具体例をご紹介いただいた。

6. クラウド会計ベンダーとの意見交換会

12月10日に(株)マネーフォワード、12月17日にfreee(株)と、「昨今の著しい技術革新から考える今後の税理士業界、会計業界の展望について」などをテーマに意見交換会を行った。ベン

ダー2社は「税理士はAIに淘汰されず、経営パートナーとしての重要性が高まる」と述べており、我々税理士も納税者の利便性向上のため、テクノロジーを使いこなす必要性を改めて実感した。

7. 日本税理士会連合会との懇談会

12月11日、日税連会館において、日税連執行部との懇談会を開催した。懇談会当日を含め、法対策部員を中心に計4回の事前打合せを行い、質問内容を検討した。

当日は若手・女性税理士の会務参加に関する意見交換も行われ、全青税側27名、日税連側は太田直樹会長はじめ7名が出席し、事前質問に基づき対話形式で活発な意見交換を行った。懇談内容は本広報誌掲載の日税連懇談会報告を参照いただきたい。

8. 損失額計算システムに係る YouTube 制作（能登半島の地震及び豪雨災害）

能登半島の地震及び豪雨で被害を受けた納税者を支援するため、所得税の確定申告における雑損控除の適用について、北陸税理士会および金沢国税局の許可を得て、損失額計算システムを分かりやすく解説したYouTube動画を、東京青税の仲尾浩重会員の協力のもと作成し、12月14日に全青税HPへアップロードした。

9. ドイツ税理士制度勉強会

1月17日に名青税個人会員の荒川章三氏（於：ウインクあいち）、4月19日に広島修道大学の奥谷健氏（Zoom 配信）を、それぞれ講師に招いてドイツ税理士制度の勉強会を開催した。ドイツでは税理士試験は生涯3回まで、実務経験は8年必要、その分合格率は45%と高い、財政裁判所にて訴訟代理人として参加可能、女性税理士は38%など、日本との違いを具体的かつ分かりやすく紹介された。

10. 損失額計算システムの公開を求める要望書

損失額計算システムは現状では被災地の税理士会にのみ利用可能なシステムであり、被災していない他会の税理士は通常は閲覧ができない。全国の税理士が協力して支援することで復

旧復興が迅速に進むため、各国税局を通じて「損失額計算システム」を広く一般に公開していただくよう、1月20日に国税庁へ要望書を提出した。

11. 税制改正に関する要望書

2月10日、日税連に令和8年（2026年）度税制改正に関する要望書を提出した。要望書は澤井委員長を中心に、9月の法対策部会から具体的な議論を始めた。年明けの拡大法対策部会を含め、2月までの部会で議論を重ねた。また理事会でも幾度も協議し、広く意見を求め、部員以外の意見も踏まえて検討した。今年度は、前年度からの申し送り事項であった医療費控除の要望内容を見直して提出したほか、新規項目を含め71の要望項目となった。一つに集約することが極めて困難な項目については、次年度以降でさらに議論を深めて提出することとし、2月の理事会で無事に審議承認され、提出に至った。

当連盟の税制改正要望書は、主権者である国民が納得できる租税制度の実現を目指し、公平・中立・簡素を主軸に、新規項目や従来の要望項目に多様な意見を取り入れながら、よりよい要望書となるよう毎年少しずつ変更している。

12. 行政対応と税理士会費の適正使用に関する意見書

国が推進する「国家資格システム」について、税理士会の「REOS」と連携することは会員の利益が少ない一方、その費用が会費から賄われるとの報告を日税連理事会傍聴で知った。会員に十分な周知や議論がないまま結論が出されたことを問題視し、日税連に対し、今後同様の費用負担が求められる際には、毅然とした態度で行政に対応を求める意見書を2月10日に提出した。

13. 納税者権利憲章の制定及び関連諸法令の整備を求める要望書

第217回国会で、所得税法等の一部を改正する法律案に対する修正案として「納税者権利憲章の作成及び公表」が盛り込まれたが、その内容は国民が納得できるものにする必要がある。全青税ではこれまで4度にわたり納税者権利憲章

の制定を求めて日税連宛てに要望書を提出しており、改めて真に国民のための権利憲章とすべく、過去の要望書やリーフレットを添えて、3月24日に日税連及び日税政へ要望書を提出した。

14. 国会議員への陳情活動

4月15日、国会議員への陳情活動を行った。税の三原則である「公平・中立・簡素」の観点から、税制改正要望書、インボイス制度の問題点や現場の声、納税者権利憲章の制定について、理事や部員からの意見聴取資料や全青税の意見書とともに陳情した。特にインボイスについては制度開始から丸1年が経過し、確定申告時期における事業者の切実な声を議員に伝えたところ、税率引下げや複数税率廃止など、全青税の要望と合致する意見を議員から直接聞いたことは非常に有益であった。納税者の権利擁護を訴えられる国会陳情活動は、全青税の醍醐味であると実感した。

15. 岡山ミーティングの開催

全青税は「国民のための税理士制度の確立」を目指し、設立以来一貫して納税者の権利擁護に取り組んできた。「税理士の使命」「無償独占」「税理士資格」の3つの分科会を設け、2017年以来8年ぶりにミーティングを開催し、会員同士が全青税の活動の根幹を再認識することができた。次年度以降、成果物として会員に共有する。

16. 納税者のためのe-Tax 利便性向上について積極的な意見提案を求める要望書

確定申告におけるe-Taxの利用は進んでいるものの、ヘルプデスクへの問い合わせで長時間待たされたり、エラー画面を共有できなかったりといった、納税者が不便を感じる事例は依然として多い。事例と解決案を示し、国税庁に積極的な意見提案を要請するよう、6月2日に日税連へ要望書を提出した。

17. おわりに

本年度の法対策部では、勉強会や意見交換会をはじめとする多くのイベントを開催し、会員

の皆様の利益につながる活動を展開してまいりました。中でも、DX（デジタルトランスフォーメーション）に関する勉強会や意見交換会は、従来の業務のあり方を見直す契機として、会員の皆様、そして納税者の皆様にとって有益な情報をお届けできたのであれば幸甚です。

澤井委員長には、その豊富なご経験と実力を存分に発揮してくださり、たびたびご助力いただきました。

大澤委員長には、税理士試験制度に関する意見書の取りまとめに加え、岡山ミーティングにおける綿密な準備により、8年振りの再開にご尽力をいただきました。

上原委員長には、勉強会や意見交換会の企画・運営を一手に引き受けていただき、見事な司会進行とともに、部の活動全体を力強く支えていただきました。3名の委員長の多大なるお力添えに、心より感謝申し上げます。

部員の皆様にも、部会においては鋭い視点からのご意見を通じて真剣な議論の場を築いていただき、また懇親会では激励の言葉をいただくなど、さまざまな面で支えていただきました。

高橋会長や藤原総務部長をはじめ、皆様のあたたかいご支援・ご協力により、無事に一年を終えることができました。

法対策部の活動にご理解とご協力を賜りましたすべての皆様に、心より御礼申し上げ、結びのご報告とさせていただきます。



2025 年全国青年税理士連盟 研究論文集のご案内

『5年後の未来にあるべき税制について』 ～喫緊の社会問題に対し、税制から見た提言～

○シンポジウム論文集は全国青税ホームページからダウンロードできます。
パスワード：zenaozei (冊子の発行はございません)



【目次】

- ・はじめに
- ・東京青税「租税特別措置法の効果測定」
- ・神奈川青税「税務調査についての再検討」
- ・千葉青税「租税原則としての『中立』の再考
～資産移転時期の中立性を目指す相続税を中心に～」
- ・埼玉青税「もしも直接税が間接税になったら
～ペポルインボイスを直接税に応用した場合～」
- ・名古屋青税「所得控除のあり方について－人的控除の再考－」
- ・岐阜青税「外国人労働者と税制」
- ・近畿青税「少子高齢化と税制」

第 58 回全国大会（東京大会）のご案内

日 時：令和7年8月3日（日） 9：30 受付開始

場 所：京王プラザホテル東京（新宿） 南館5階 エミネンスホール
東京都新宿区西新宿 2-2-1

プログラム：シンポジウム 10：00～13：20

定 時 総 会 14：30～17：00

懇 親 会 17：30～19：30

(本館5階 コンコードボールルーム B・C)

単位青税会員様は所属単位青税配布の参加申込書にてお申し込みください。
個人会員様は6月初旬に事務局からお送りした参加申込書にてお申し込みください。
皆様のご参加をお待ち申し上げます。(申込期限：令和7年7月25日)

あ と が き

活動報告盛りだくさんの今号！皆様いかがでしたでしょうか。高橋執行部の一年間。盛りだくさんな活動内容を少しでも感じていただければ幸いです。紙面の都合で記載できなかった活動も多々あります。全青税ホームページ (<https://aozei.com/>) もあわせてご覧ください。

今号も執筆いただいた皆様、広報部の皆様のお力を借り、無事発行することができました。次号は新執行部での発行となります。一年間ありがとうございました。

広報部長 高柳 律彦